

平成28年(コ)第8号 通行妨害禁止仮処分命令申立事件

債権者 長崎県

債務者 外18名

## 答 弁 書

平成28年12月21日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

人弁護士	馬奈木 昭 雄
同	板 井 優
同	高 橋 謙 一
同	魚 住 昭 三
同	平 山 博 久
同	緒 方 剛
同	毛 利 倫
同	田 籠 亮 博
同	八 木 大 和
同	鍋 島 典 子
同	中 川 拓
同	井 上 恵 梨

第1 申立の趣旨に対する答弁

- 1 債権者の申立てを却下する。
- 2 申立費用は債権者の負担とする。

## 第2 申立の理由に対する認否

### 1 「1 当事者等」について

(1) (1)の事実は認める。

(2) (2)の事実中、債務者らが付け替え道路を建設することに反対していることは認めるが、債務者らが建設を妨害しているとの点は否認する。

債務者らの行為が建設の妨害行為に該当しないことは、追って主張する。

### 2 「2 本件土地及び債権者の占有権」について

(1) (1)の事実は不知。

(2) (2)の事実は否認乃至争う。

### 3 「3 債権者による道路建設工事の発注」について

不知。

### 4 「4 本件工事を着工するためには本件土地を必ず多数回にわたり通行する必要があること」について

不知。

### 5 「5 債務者らの妨害による工事の着工・完成が不可能となっていること」について

債務者ごとの個別の認否は、追って行う。

### 6 「6 債務者らの将来にわたる妨害のおそれ」について

債務者ごとの個別の認否は、追って行う。

### 7 「7 被保全権利のまとめ」について

争う。

### 8 「8 保全の必要性について」について

争う。

## 第3 債務者らの主張の予定

1 債務者らが今後予定している主張は以下のとおりである。

2 まず、個々の債務者ごとに債権者が主張する具体的行為をした事実があるか否かを明らかにした上、仮に具体的行為があった場合、当該行為が「妨害」に該当するか否かを明らかにする。

さらに、個々の債務者ごとに将来にわたって妨害と評価される行為をするおそれについても、認否・反論を行う予定である。

3 また、債権者の主張する債務者らの具体的行為が妨害行為と評価されるか否かに関連して、これまでの債権者との交渉経緯や石木ダム事業に必要性がないことなどを主張する予定である。

4 保全の必要性についても、本件付け替え道路工事はあくまで石木ダムが建設されることを前提とした「付け替え工事」であり、石木ダムの事業に必要性がなく「付け替え道路」も建設の必要性がないことを主張する予定である。

以 上